

第2回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和5年9月25日（月） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

49円を提示する。

今年は様々な物の値段が上がり、実質賃金が追いついていないのが実態。今年の春闘方針は政府が提唱する経済成長も含め、労側としては5%を要求方針として取り組んだ経過があり、特定最賃の審議については、まず5%の引上げ要求をしていきたい。

【使用者側の意見要旨】

20円を提示する。

電力料金や材料費等の上昇による影響が大きいものの、特に中小零細では上昇分全てについて親会社に価格転嫁に応じてもらっているわけではない。

経営者協会調べによる賃上げ率3.04%、価格に直すと29円から30円になるが、この額をそのまま引上げ額として承諾することはできない。よって、20円を提示する。

(2) 労使双方から、これ以上、労使協議の意思がないこと等の意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・最低賃金についての意見要旨